

議案第33号

みやき町中小企業小口資金融資条例の制定について

みやき町中小企業小口資金融資条例を次のように定めるものとする。

令和元年 6月 3日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、町内中小企業者の小口事業資金の需要に対する金融難を緩和し、経営の合理化を促進することにより、これらの企業の維持発展及び振興に資することを目的とする小口資金制度の創設に伴い、みやき町中小企業小口資金融資条例を定める必要があるため、議会の議決を求めるものである。

## みやき町中小企業小口資金融資条例

### (目的)

第1条 この条例は、町内中小企業者の小口事業資金（以下「小口資金」という。）の需要に対する金融難を緩和し、経営の合理化を促進することにより、これらの企業の維持発展及び振興に資することを目的とする。

### (融資機関)

第2条 小口資金は、町と契約した金融機関（以下「融資機関」という。）が取り扱うものとする。

### (融資機関に対する預託)

第3条 町は、融資機関に対し、みやき町中小企業小口資金の融資金として予算の範囲内で預託する。

### (貸付けの対象)

第4条 この条例による融資を受けることのできるものは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に規定する中小企業であって、次に掲げる条件を全て具備しているものとする。

- (1) 町内に店舗又は工場若しくは事業場を有する法人であること。個人事業者の場合、代表者が町内に住所を有すること。
- (2) 原則として町内で同一業種を1年以上継続して経営していること。
- (3) 町税の滞納がないこと。

2 融資金は、保証協会がその貸付けについて保証したものに対してのみ貸し付ける。

### (融資金の用途)

第5条 融資金の用途は、運転資金及び設備資金に限るものとし、転貸又は旧債返済金としては、利用することができない。ただし、本制度の返済にあてる場合は、この限りでない。

2 融資機関は、借受人が前項の規定に違反した場合は、直ちに融資金を返還させることができる。

### (貸付けの条件)

第6条 貸付けの条件は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 貸付けの限度額 運転資金1,000万円、設備資金1,000万円とし、運転資金と設備資金を併せて貸し付ける場合は、1,000万円とする。
- (2) 貸付けの期間 運転資金84月以内、設備資金120月以内とし、運転資金と設備資金を併せて貸し付ける場合は、120月以内とする。
- (3) 貸付けの利率 別に町長が融資機関と契約した利率とする。
- (4) 保証協会の保証料 所定の保証料率による。
- (5) 償還方法 月賦償還とし、6月以内の据置期間を置くことができる。

(6) 貸付方法 証書貸付又は手形貸付

(7) 連帯保証人 個人事業者の場合、原則として不要とする。ただし、法人の場合  
は、原則として法人代表者（実質経営者を含む。）のみとする。

(8) 担保 原則として徴しない。

(融資の申込)

第7条 融資を受けようとするものは、申込書を町長に提出するものとする。

(保証料の補給)

第8条 融資金に係る保証料は、保証協会所定の率によるものとし、その全額を町が補給  
する。ただし、借受人の責めに帰すべき事由による債務不履行により発生する関係費用  
は、借受人が全額を支払うものとする。

(報告及び調査)

第9条 融資機関は、貸付けを行ったときは、毎月末における貸付状況を翌月10日までに  
町長に報告しなければならない。

2 町長は、借受人、保証協会及び融資機関から必要事項について報告を徴し、又は実地  
に調査指導を行うことができる。

(預託金の返還)

第10条 第3条の規定による融資機関に対する預託金は、当該年度末において町に返還し  
なければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## みやき町中小企業小口資金融資条例施行規則（案）

### （趣旨）

第1条 この規則は、みやき町中小企業小口資金融資条例（令和元年みやき町条例第 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

### （融資方針）

第2条 条例第2条に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）は、中小企業の特殊性を考察し、小口資金の効率的な運用を図り、多数の企業に簡易迅速に融資するように努めなければならない。

### （預託金の運用）

第3条 融資機関は、条例第3条の規定により預託された資金の3倍以上の額の融資枠を設定し、貸付けを行わなければならない。

### （貸付けの期間）

第4条 条例第6条に規定する運転資金と設備資金を併せて貸し付ける場合の貸付けの期間は、設備資金が貸付け額の2分の1以上の場合は120月以内とし、2分の1未満の場合は84月以内とする。

### （融資の申込）

第5条 条例第7条に規定する申込書はみやき町中小企業小口資金融資申込書（様式第1号）とする。

2 町長は前項の規定による申込書の受付事務を、みやき町商工会（以下「商工会」という。）に委任する。

3 信用保証の申請に要する次の各号に掲げる書類は商工会に提出するものとする。

（1）信用保証委託申込書

（2）その他保証協会が必要と認める書類

### （受付機関の審査）

第6条 商工会は、前条第3項の規定による申込書等の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、副申書を添えて保証協会に送付するものとする。

### （保証の決定）

第7条 保証協会は、申込書等を受理したときはその内容を審査し、適当と認めるものについて保証の決定を行い、信用保証書を融資機関に送付するものとする。

### （融資機関の貸付け）

第8条 融資機関は、信用保証書の送付を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるものについて貸付決定を行い、速やかに貸付けを行うものとする。

2 融資機関は、前項の貸付けを行ったときは、みやき町中小企業小口資金貸付報告書（様式第2号）により町長に報告しなければならない。

### （保証料の補給方法）

第9条 条例第8条の規定により町が補給する保証料は、保証協会に直接納入するものとする。

(貸付状況報告)

第10条 条例第9条第1項の規定による報告は、みやき町中小企業小口資金貸付状況報告書(様式第3号)によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。